

仕 様 書

- 1 業務名 北海道防衛局（7）当直室等改修業務
- 2 総 則 この仕様書は、北海道防衛局（7）当直室等改修業務について適用する。
- 3 履行場所 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 2階及び4階
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
- 5 業務内容 本業務は、札幌第3合同庁舎内において、当直室等の改修を行うものである。
 - (1) 4階現当直室（心の相談窓口）を情報公開室に改修（別図1及び2参照）
 - ア 別図2に示す間仕切り壁を必要に応じ加工し移設及び扉を新設すること。
 - イ 別図2に示すカーテン（レール取り付けを含む）を2階現情報公開室に移設すること。
 - ウ 別図2に示す約27㎡のタイルカーペットを交換すること。
なお、使用するタイルカーペットは、発注者が準備した製品を使用し、糊付施行とすること。
 - (2) 2階現情報公開室を当直室（心の相談窓口）に改修（別図3、4及び5参照）
 - ア 別図5に示す什器を移設すること。
 - イ 別図4に示す間仕切り壁を撤去し、カーテン（レール取り付けを含む）を設置、網戸を新設すること。
 - ウ 別図4の示す約23㎡のタイルカーペットを交換すること。
なお、使用するタイルカーペットは、4階現当直室（心の相談室）で使用していた製品を使用し、糊付施行すること。
- 6 特記事項
 - (1) 履行場所における間仕切り壁等の移設に際し、移設経路中の廊下、壁、エレベーター等を破損しないよう注意すること。移設経路の養生が必要な場合は受注者の負担により行うものとし、移設中に廊下等を破損した際の責についても、すべて受注者が負担するものとする。
- 7 検査

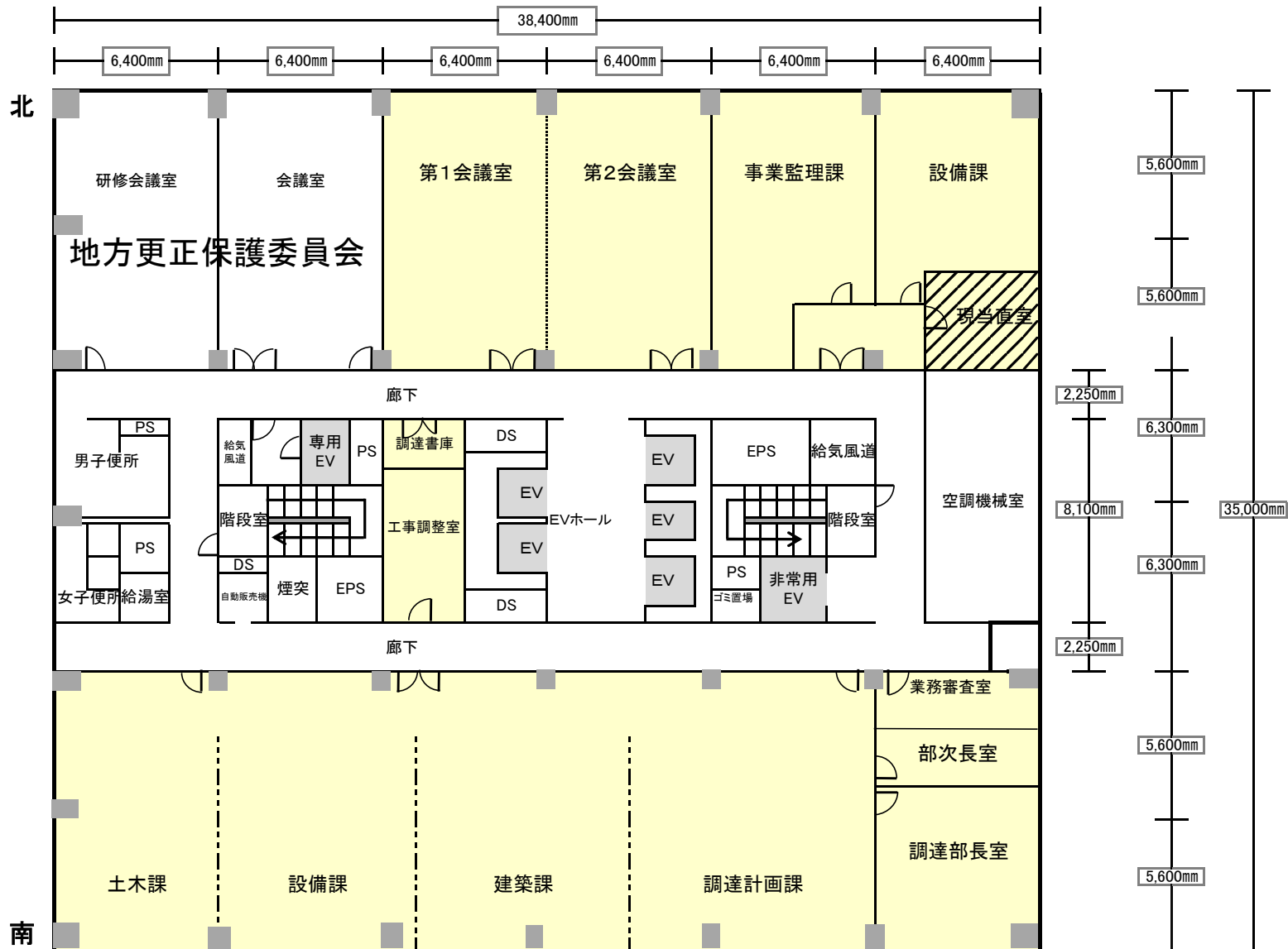
- (1) 検査は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
- (2) 局担当職員は、受注者の立ち合いのもと、検査を行うものとする。

8 その他

- (1) 施工前後の写真を撮影し、施工完了後に施工報告書として提出すること。
- (2) 作業により生じた副産物は、適正に処理すること。
- (3) 作業者及び作業範囲の安全対策を十分に行うこと。
- (4) 作業に際して、局担当職員の立会いのもと実施すること。
- (5) 作業日程については、局担当職員と事前に調整すること。
- (6) 業務の履行に際し、札幌第3合同庁舎に立ち入る際は、事前に局担当職員と調整を行うこと。
- (7) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

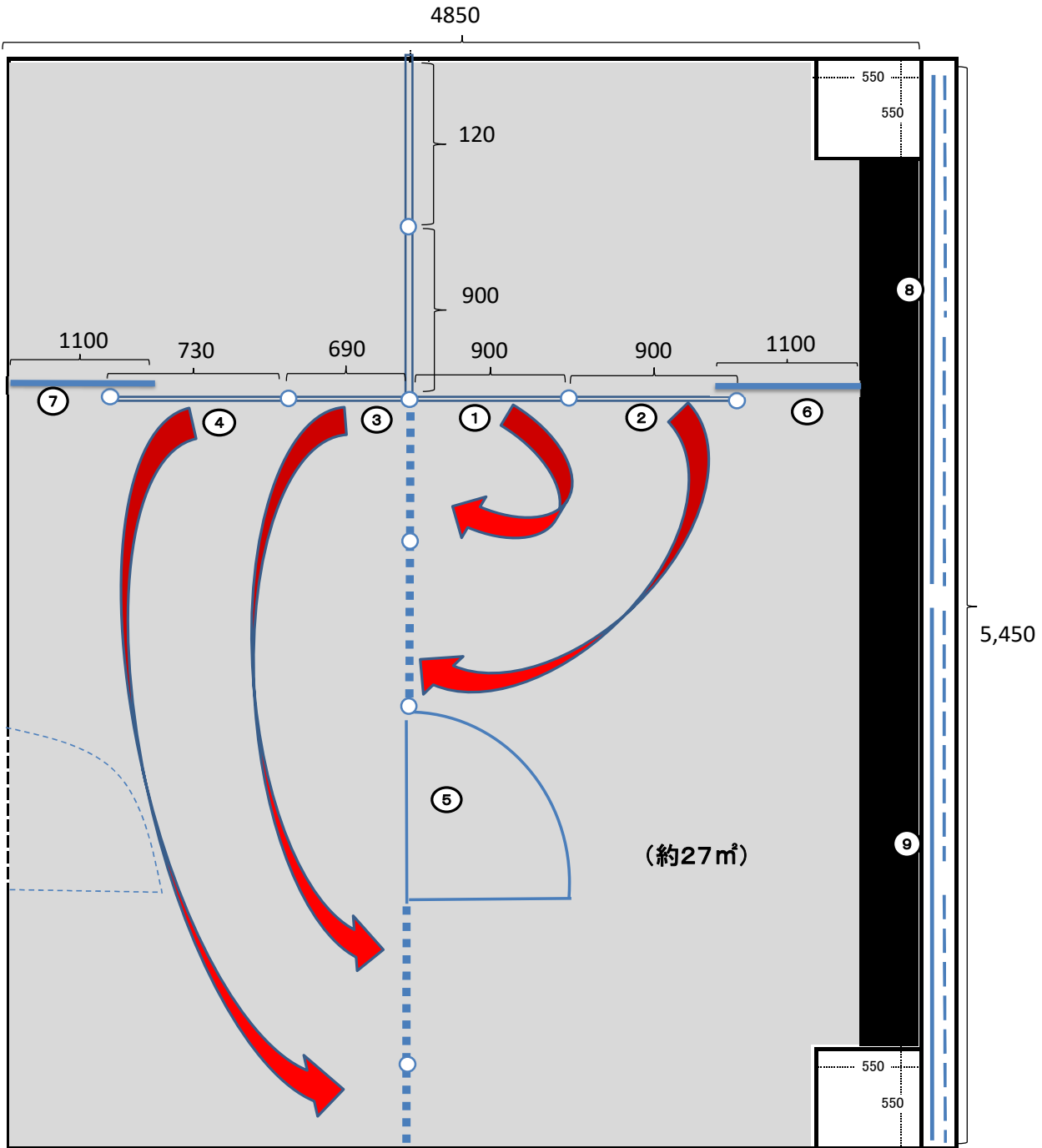
北海道防衛局 平面図(札幌第3合同庁舎4階)

別図1



凡例	
—	敷設
—	撤去

4階現当直室 平面図(撤去及び移設)

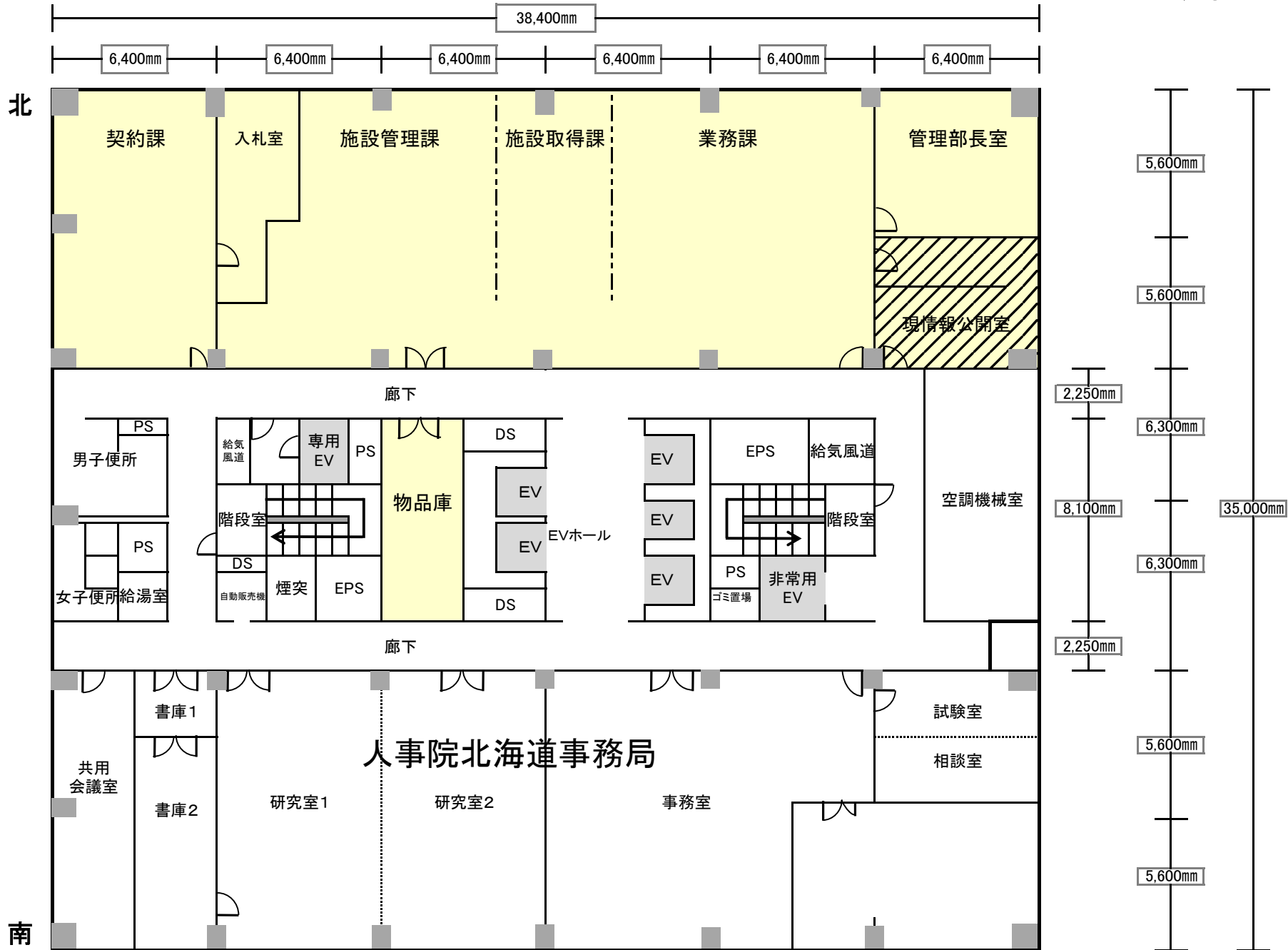


記載例	
	既設パーテーション
	移設パーテーション
	扉新設
	タイルカーペット更新
	カーテン一式
	網戸

No.	名称	施工内容	規格		備考
			幅	高さ	
1	パーテーション	移設	900	2550	
2	パーテーション	移設	900	2550	
3	パーテーション	移設	690	2550	
4	パーテーション	移設	730	2550	
5	扉	新設	900	2550	
6	カーテン(レール取付含む)	移設	1100	2550	
7	カーテン(レール取付含む)	撤去	1100	2550	
8	カーテン(レール取付含む)	移設	2725	1650	
9	カーテン(レール取付含む)	移設	2725	1650	

北海道防衛局 平面図 (札幌第3合同庁舎2階)

別図3



別図5

什器一覧				
情報公開室 (2Fから4Fへ移動)		改修前(移動元):2階北側(東)から 改修後(移動先):4階北側(東)へ移動		
整理番号	什器名称	数量	サイズ(幅×奥行×高さ)mm	備考
情1	鍵付き書棚	3	800×450×1100	上段
情2	鍵付き書棚	3	800×450×1100	下段

